

施設カルテ

(1)施設の基本情報

施設番号	S00264	施設名称	ワークセンター(総合福祉センター)		
所在地(住所)		松阪市上川町212番地8			
					
根拠条例	松阪市勤労者総合福祉施設条例	担当部署	産業経済部 商工政策課		
設置年度	平成3年度	財産区分	12 公共用財産		
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	<p>勤労者の福祉の増進及び文化教養の向上と、勤労青少年の健全な育成を図るため、松阪市勤労者総合福祉施設(ワークセンター松阪)を設置する。</p> <p>憩い又は集会のための施設及び設備の提供、グループ活動の育成指導、各種講座及び研修に関すること、文化事業、レクリエーション事業及び保健体育事業の開催並びに推進、勤労青少年に対する職業、生活等の相談及び指導</p>				
施設の設置目的に沿った運営状況	建設当時より設置目的に沿った運営を行っている。				

(2)建物の概要

設置形態	複合	用途地域等	市街化調整区域		
駐車場(収容台数)	223台(ワークセンター全体)				
土地	敷地面積	27,351.5㎡(ワークセンター敷地全体)	借受期間・賃料等	—	
	所有者	市			
主たる建物1	建物名称	総合福祉センター			
	用途	厚生会館	構造・階数	鉄筋コンクリート・地上2階・地下0階	
	建築年月	平成3年10月15日	建物取得費(全体)	341,149,000円	
	延床面積	1,208.3㎡	耐震診断(実施年)	不要	
	耐震補強(実施年)	不要	所有者	市	
大規模改修等の履歴・計画(300万以上)	平成21年度	平成21年度	平成25年度	平成27年度	平成 年度
	対象建物	総合福祉センター	総合福祉センター	総合福祉センター	総合福祉センター
	施工内容	屋上防水改修工事	冷温水機改修工事	多目的ホール照明設備改修工事	屋根改修工事
	費用	5,599,650円	17,098,200円	4,032,000円	7,020,000円
リスク・高機能化対応度					

(3)管理・運営の概要

利用時間	9:00～21:00(日・祝日は17:00まで)	休所(館)日	毎週月曜日【祝日の場合はその翌日】年末年始
運営形態	直営	管理・運営者名	
委託期間(指定管理の場合)	自 年 月 日	至 年 月 日	
業務内容	会議室、多目的ホール、テニスコート、グラウンド等の貸館、講座の開催 業務		

(4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	1.00	人	労務員	1.00	人	再任用職員	1.00	人	非常勤職員	1.00	人	合計	4.00	人
施設の維持管理に係る経費							施設の運営・事業に係る経費(指定管理の場合)							
維持管理経費							運営・事業等経費							
光熱水費							指定管理委託料							
保守点検委託料							その他の経費							
賃借料														
修繕費														
その他の経費														
人件費														
職員等														
非常勤職員														
①小計							②小計							
④合計(①+②)-③							37,565,000円							
市民一人あたりのコスト							222.28円							
財源							補助金等収入							
							使用料等収入							
							5,775,000円							
							③年間収入合計							
							5,775,000円							

(5)施設の利用状況

内容	単位	実績数		
		H22	H23	H24
年間会館日数	日	308	309	308
貸館(年間利用件数)	件	3,842	3,837	3,684
貸館(年間利用人数)	人	117,183	113,907	109,818
講座等開催(年間利用件数)	件	1,619	1,621	1,547
講座等開催(年間利用人数)	人	30,608	29,016	25,643

(6)関連情報

類似施設		近隣施設	
------	--	------	--

(7)その他

管理・運営上の問題点	施設の老朽化にともなう改修工事や修繕等が増えてきている。
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	総合福祉センター・スポーツ施設は雇用能力開発機構から平成15年に購入したものであり、売買契約書により平成35年3月末まで用途変更等ができない。
特記事項	・避難場所指定としては第2次避難所となる。(徳和・神戸管内の一時避難所) ・総合福祉センターには公益財団法人松阪市勤労者サービスセンター、労働会館には連合三重松阪地協と松阪地区労働者福祉協議会の事務所がある。 ・維持管理経費について建物別に算出できないため、総合福祉センターの維持管理経費欄に一括計上

